

腸内細菌検査のご案内

広島市食品衛生措置基準条例により、従事者の健康診断を行うよう定められています。また、厚生労働省令によっても職場の健康診断は従事者の採用時・定期および臨時に行うよう定められています。調理従事者には体に異常がなくても、体の中に病原菌やウイルスを持っていて、便の中に排出している人がいることもあります。(健康保菌者)その人が扱った器具、食品が汚染されることもあり、大規模な食中毒の原因になる可能性があります。また、海外に渡航して病原菌のお土産付で帰国するケースもあります。そうならないためにも、定期的に検便を行うことが必要です。

できれば月に1回以上、6～9月の食中毒多発期間は月に2回行うのがよいでしょう。



容器	セット名	検査料金(税込)	検査所要日数	内容(セット項目内訳)
A	4項目	880円	1～3日	赤痢、腸チフス、パラチフス、サルモネラ
	5項目	1,320円	1～4日	赤痢、腸チフス、パラチフス、サルモネラ、0157
	4項目+腸管出血性大腸菌 ^{※1}	1,870円	1～4日	赤痢、腸チフス、パラチフス、サルモネラ、0157、腸管出血性大腸菌 <small>※1 ヘロ毒素陽性の場合追加料金3,300円が加算されます。</small>
	カンピロバクター	1,650円	2日	
	腸炎ピブリオ	1,100円	1～3日	
	サルモネラ	1,100円	1～3日	
B	ノロウイルス ^{※2} (BLEIA法)	4,950円	2～3日	<small>※2 BLEIA法で陽性判定後、再検査はRT-PCR法で検査しなければいけません</small>
C	ノロウイルス(RT-PCR法)	7,700円	2～3日	

上記記載以外にも実施している検査項目もありますので、お問い合わせいただければ、ご案内いたします。

(問い合わせ先)
一般社団法人 広島市食品衛生協会 食品検査センター
 Tel (082) 542-8838 Fax (082) 249-2466

- 1 容器を各広島市区役所食品衛生協会窓口及び検査センター(中区保健所2F)に専用の容器と依頼書を取りにお越しください。
- 2 依頼書に必要事項を記入して、検便と一緒に各窓口にご依頼ください。
 - 検便は室温保存で5日以内のもの
 - ノロウイルス検査の便は提出日の朝に採便し冷蔵してご依頼ください、日をまたぐ場合は冷凍保存して、冷凍のままお持ちください。
- 3 料金は窓口でお支払いください。(請求書扱いも可能です)
- 4 検査結果は郵送または窓口に取りにお越しください。

